平成２５年（フ）第１８２号
千葉県松戸市小金378番地の１　カミュー松戸北小金101号
債務者　池添　俊央
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１９８号
千葉県松戸市西馬橋４丁目１番地　サンライズ旭103号
債務者　大倉　和也
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０６号
千葉県松戸市高塚新田494番地の10　梨香台団地８棟105号室
債務者　中村　啓子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０８号
千葉県松戸市中和倉165番地の４　ネオコート一喜203号
債務者　今井　克明
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２１６号
千葉県松戸市牧の原２丁目385番地　ハーベスト八柱201号
債務者　一條　美香（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２７号
石川県小松市幸町３丁目107番地
債務者　山田　富雄
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２８号
石川県小松市幸町３丁目107番地
債務者　山田　美紀
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１９号
兵庫県淡路市志筑1047―１
債務者　岩藤　史浩
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６９号
北九州市小倉北区泉台２丁目13番11―502号
債務者　木村千代美
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３１号
北九州市小倉南区中曽根６丁目11番10号
債務者　吉崎　英樹
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２４６号
北九州市小倉北区赤坂３丁目３番11号　ＭＯＮ赤坂Ａ棟105号
債務者　蛙田　　遥（旧姓松岡・徳久）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２６３号
北九州市小倉南区下城野１丁目18番９号
債務者　近藤設備こと　近藤　好志
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８８号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番17―201号
債務者　野中マサ子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５２号
福島県本宮市糠沢字光が丘２番地36
債務者　石澤　浩二
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第５００号
愛知県小牧市城山１丁目５番地１　サンハイツ中央台Ｉ棟501号
債務者　安藤　知世
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２２号
愛知県小牧市常普請１丁目146番地２　西出ハイツ103号
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３６号
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ12棟308号
債務者　蓑田　新吾
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部